

大雪地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月22日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、連合長、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求の手續)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「28日以内」と、「同条第1項」とあるのは「大雪地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年大雪地区広域連合条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される法第83条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 この条例の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとし必要な事項は規則で定める。

3 連合長は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の写しの交付を受ける場合の他、その他の写しの交付を受ける場合において、費用を負担する者に経済的困難その他特別の事情があると認める場合におい

て、必要があると認めるときは、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求の手續)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正決定等の期限に関する特例)

第7条 訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「21日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「大雪地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年大雪地区広域連合条例第 号）第7条の規定により読み替えて適用される法第94条第1項」とする。

(利用停止請求の手續)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限に関する特例)

第9条 利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び第103条の規定の適用については同項中「30日以内」とあるのは「21日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「大雪地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年大雪地区広域連合条例第 号）第9条の規定により読み替えて適用される法第102条第1項」とする。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第10条 連合長は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大雪地区広域連合情報公開条例（平成15年大雪地区広域連合条例第28号）第17条に規定する大雪地区広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大雪地区広域連合個人情報保護条例の廃止)

第2条 大雪地区広域連合個人情報保護条例（平成15年大雪地区広域連合条例第29号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係るその業務に関して知り得た旧条例第2条に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第14条、又は第20条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示及び訂正については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。